

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 漁業の許可又は起業の認可の申請の期間を定める件 三〇七
- 道路の供用を開始する件 三〇七
- 告 示
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつた件 三〇七
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつた件二件 三〇八
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件二件 三〇九
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があつた件 三〇九
- 福 島 県 労 働 委 員 会
- 地方公営企業労働組合について労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定した件 三〇九
- 雑 報
- 福島県市町村職員共済組合の決算を公告する件 三〇

告 示

福島県告示第四百十一号

福島県漁業調整規則（昭和四十年福島県規則第五十九号）第八条第二項（第二十一条第三項で準用する場合を含む。）の規定により、中型まき網漁業及び小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業に該当する機船手繰網漁業及びその他の小型機船底びき網漁業に該当する板びき網漁業に限る。）の許可又は起業の認可の申請期間を次のように定める。

平成二十六年七月一日

平成二十六年七月十四日から同年八月十二日まで

福島県知事 佐藤雄平

（水産課）

福島県告示第四百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十六年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月一日

福島県知事 佐藤雄平

| 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供 用 開 始 の 期 日 |
|---------|--|---------------|
| 県道郡山湖南線 | 郡山市湖南町舘字奈良橋川二六四 二番二地先から 同 市湖南町舘字奈良橋川二五九 六番四地先まで | 平成二十六年七月一日 |

（道路計画課）

公 告

公告第九十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十六年七月一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあつた年月日
平成二十六年六月二十日
- 二 名称
特定非営利活動法人かしま元気スポーツクラブ
- 三 代表者の氏名
但野 裕
- 四 主たる事務所の所在地
福島県南相馬市鹿島区御山字鍵取三十二番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民に対して、心身の健全な育成を目的とした各種スポーツ教室・大会・イベントの企画・運営に関する事業、伝統・文化の振興を目的とした各種イベント・講習会・教室等の企画・開催に関する事業、健康及び体力の維持・増進のための支援に関する事業、スポーツの振興を目的とした各種講習会・研修会等の企画・開催に関する事業、スポーツ並びに教育・学術・文化関連施設等の管理・運営の受託及びその支援に関する事業を行い、スポーツ・文化の振興及び国民の健康の増進

を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百九十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年七月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日
平成二十六年六月十三日

二 名称

特定非営利活動法人超学際的研究機構

三 代表者の氏名

角山 茂章

鈴木 浩

四 主たる事務所の所在地
福島県福島市中町8番2号 自治会館

五 定款に記載された目的

この法人は、21世紀における持続的発展が可能な地域社会を形成するため、学際的視点や産学官にNPO等の市民を加えた幅広い連携の仕組みに国際的交流の視点を加え、より実践的な形で様々な問題を解決しようとする「超学際」の概念の下、地域循環型社会の形成に向けた研究などを行い、その成果を地域社会に還元することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百九十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年七月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日
平成二十六年六月十六日

二 名称

特定非営利活動法人つくしの里福祉会

三 代表者の氏名

八幡 嘉晃

四 主たる事務所の所在地
福島県福島市松川町字平館十一番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者の自立と社会参加、及び生きがい作りに関する事業を行い、障がい者の社会参加の促進と、地域との親交を通じ、地域の障がい者への理解や偏見や差別を是正することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百九十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十六年七月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

富岡町土地改良区

退任した役員

氏名

猪狩 利衛

宮本 皓一

堀本 高次

佐藤 光清

蓬田 榮一

三瓶 正

猪狩 英昭

猪狩 恒男

池田 正一

堀本 廣喜

佐藤 謙一

中野 正幸

小坂 義浩

就任した役員

氏名

猪狩 利衛

堀本 高次

佐藤 光清

蓬田 榮一

三瓶 正

猪狩 英昭

猪狩 恒男

池田 正一

堀本 廣喜

鎌田 光利

住所

双葉郡富岡町大字下郡山字原下三六番地

同 郡同 町大字上手岡字下千里七四三番地

同 郡同 町大字本岡字清水前二二三番地

同 郡同 町大字小良ヶ浜字赤坂五四九番地

同 郡同 町大字本岡字王塚八一〇番地の一

同 郡同 町大字上手岡字日南郷一二四番地

同 郡同 町大字上手岡字後作五六番地

同 郡同 町大字上郡山字滝ノ沢二〇三番地

同 郡同 町大字小良ヶ浜字深谷一九八番地

同 郡同 町大字本岡字沼名子一五〇番地

同 郡同 町大字毛萱字浜畑九六番地

同 郡同 町大字本岡字王塚四〇番地

同 郡同 町大字上手岡字下千里三〇九番地

住所

双葉郡富岡町大字下郡山字原下三六番地

同 郡同 町大字本岡字清水前二二三番地

同 郡同 町大字小良ヶ浜字赤坂五四九番地

同 郡同 町大字本岡字王塚八一〇番地の一

同 郡同 町大字上手岡字日南郷一二四番地

同 郡同 町大字上手岡字後作五六番地

同 郡同 町大字上郡山字滝ノ沢二〇三番地

同 郡同 町大字小良ヶ浜字深谷一九八番地

同 郡同 町大字本岡字沼名子一五〇番地

同 郡同 町大字上手岡字下千里七二六番地

同 佐藤 謙一 郡同 町大字毛萱字浜畑九六番地
 同 中野 正幸 郡同 町大字本岡字王塚四〇番地
 同 小坂 義浩 郡同 町大字上手岡字下千里三〇九番地

(農村計画課)

公告第百九十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十六年七月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
 檜葉町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

双葉郡檜葉町大字下繁岡字篠柄一七番地

理事 松本 掌

同 矢内 安

同 志賀 良久

同 渡邊 芳男

同 梶原 貞二

同 遠藤 新平

同 松本 富士夫

同 猪狩 秀男

同 柴田 浩光

同 阿野田 登美夫

同 鈴木 英雄

同 鈴木 英雄

同 山内 茂司

同 猪狩 秀峻

就任した役員

役別 氏名

同 鈴木 英雄

同 鈴木 英雄

同 柴田 浩光

同 梶原 貞二

同 山内 茂樹

同 渡邊 芳男

同 矢内 安

同 猪狩 秀男

同 佐藤 英夫

住所

双葉郡檜葉町大字山田浜字シウ神山一番地の二

同 町大字上小塙字根ツ子原三四番地

同 町大字上繁岡字奥海九七番地

同 町大字前原字宿田三〇番地の四

同 町大字北田字金堂地二二番地

同 町大字井出字木屋二〇番地

同 町大字前原字研下一六番地

同 町大字井出字苜集三番地

同 町大字上繁岡字小六郎三一三番地の三

同 松本 掌 郡同 町大字下繁岡字篠柄一七番地
 同 松本 富士夫 郡同 町大字井出字除込一一番地一
 同 阿野田 登美夫 郡同 町大字波倉字汐ノ作六一番地の四
 同 志賀 良久 郡同 町大字大谷字西代三九番地の四
 同 松本 清祐 郡同 町大字山田岡字駅内六〇番地

(農村計画課)

公告第百九十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十六年七月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
 檜葉町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

双葉郡檜葉町大字山田岡字駅内六〇番地

理事 松本 清祐

同 矢内 安

同 志賀 良久

同 渡邊 芳男

同 梶原 貞二

同 遠藤 新平

同 松本 富士夫

同 猪狩 秀男

同 柴田 浩光

同 阿野田 登美夫

同 鈴木 英雄

同 鈴木 英雄

同 山内 茂司

同 猪狩 秀峻

就任した役員

役別 氏名

同 松本 清祐

同 松本 清祐

同 志賀 良久

同 渡邊 芳男

同 矢内 安

同 猪狩 秀男

同 佐藤 英夫

福島県労働委員会

福島県労働委員会告示第一号

地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第五条第二項の規定により、同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条第一号に規定する者の範囲を次のとおり認定した。

なお、地方公営企業の労働組合について労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定した件(平成二十五年福島県労働委員会告示第一号)は、廃止する。

平成二十六年七月一日

福島県労働委員会

会長 伊藤 宏

| | |
|----------|-------------------------|
| 勤務箇所 | 労働組合法第二条第一号に規定する者 |
| 総合警城共立病院 | 院長、副院長、診療局長、救命救急センター長、医 |

一 地方公営企業の名称 いわき市立総合警城共立病院

二 労働組合の名称 自治労いわき市立病院職員労働組合

三 労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲

磐城共立高等看護学院

療安全管理室長、院内感染対策室長、医療技術部長、
医療情報管理部長、地域医療連携室長、副診療局長、
薬局長、事務局次長、看護部長、経営企
画課長、総務課長、医事課長、病院建設課長、副
看護部長、統括主幹、経営企画課長補佐、総務課長補
佐、財政経営係長、企画係長、総務係長、職員係長、
事務局総務課の主査及び事務主任のうち人事・労務
を担当する者
学院長、事務長、教務主任

四 認定年月日 平成二十六年六月十八日

(審査調整課)

雑 報

福島県市町村職員共済組合理事長から福島県報への登載の依頼があったので、次のおり登載する。

平成二十六年七月一日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第二十二条第三項の規定により、平成二十五年度の決算に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨を次のとおり公告する。

平成二十六年七月一日

福島県市町村職員共済組合
理事長 立谷 秀清

福島県市町村職員共済組合公告

福島県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成25年度決算の要旨を公告する。

平成26年6月17日

福島県市町村職員共済組合
理事長 立谷 秀清

1 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

| 経 理 区 分 | 短 期 | 長 期 | 預託金 管 理 | 業 務 | 保 健 | 宿 泊 | 貯 金 | 貸 付 | |
|---------|-----------|-----------|------------|------------|---------|-----------|------------|------------|------------|
| 資 産 | 流動資産 | 2,494,146 | 340 | 879,073 | 516,326 | 779,896 | 444,691 | 895,547 | 202,085 |
| | 固定資産 | | | 11,582,692 | 385 | 0 | 2,082,125 | 17,684,402 | 11,381,618 |
| | 繰延資産 | | | | | | | | |
| 資 産 合 計 | 2,494,146 | 340 | 12,461,765 | 516,711 | 779,896 | 2,526,816 | 18,579,949 | 11,583,703 | |
| 負 債 | 流動負債 | 37,024 | 340 | | 1,530 | 12,031 | 95,505 | 17,477,597 | |
| | 固定負債 | 964,590 | | 12,461,765 | 150,500 | 44,573 | 471,643 | 29,974 | 10,814,333 |
| | 負債合計 | 1,001,614 | 340 | 12,461,765 | 152,030 | 56,604 | 567,148 | 17,507,571 | 10,814,333 |
| 資 本 | 資本剰余金 | | | | | | 1,015,038 | | |
| | 積立金 | | | | | | | | |
| | 利益剰余金 | 1,492,532 | | | 364,681 | 723,292 | 944,630 | 1,072,378 | 769,370 |
| | 資本合計 | 1,492,532 | 0 | 0 | 364,681 | 723,292 | 1,959,668 | 1,072,378 | 769,370 |
| 負債・資本合計 | 2,494,146 | 340 | 12,461,765 | 516,711 | 779,896 | 2,526,816 | 18,579,949 | 11,583,703 | |

2 損益計算書の要旨

(単位：千円)

| 経 理 区 分 | 短 期 | 長 期 | 預託金 管 理 | 業 務 | 保 健 | 宿 泊 | 貯 金 | 貸 付 | |
|-------------------|------------|------------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 収 入 | 負担金 | 6,662,664 | 19,028,236 | | 220,697 | 210,782 | | | |
| | 掛金 | 6,845,749 | 10,696,636 | | | 203,937 | | | |
| | 施設収入・商品売上 | | | | | | 568,301 | | |
| | 利息及び配当金 | 1,401 | | 280,572 | 173 | 267 | 267 | 286,250 | 20 |
| | その他の収入 | 2,764,374 | | | 79,633 | 38,200 | 111,573 | 15,624 | 326,050 |
| | 他経理からの繰入金 | | | | 40,723 | | 90,265 | | |
| | 前年度繰越支払準備金 | 1,025,274 | | | | | | | |
| 計 | 17,299,462 | 29,724,872 | 280,572 | 341,226 | 453,186 | 770,406 | 301,874 | 326,070 | |
| 支 出 | 給付 | 7,515,596 | | | | | | | |
| | 役員給与 | | | | 147,958 | 24,576 | | 8,802 | 18,540 |
| | 旅費・事務費 | | | | 20,855 | 2,000 | 5,074 | 2,633 | 1,383 |
| | 商品仕入 | | | | | | 559 | | |
| | 飲食材料費 | | | | | | 130,953 | | |
| | 委託費 | | | | 1,749 | 7,845 | 40,376 | 118 | |
| | 支払利息 | | | 280,572 | | | | 119,489 | 264,125 |
| | 連合会払込金 | 172,864 | | | | | | | 14,604 |
| | 負担金払込金 | | 19,028,236 | | | | | | |
| | 掛金払込金 | | 10,696,636 | | | | | | |
| | 事務費負担金払込金 | | | | 98,087 | | | | |
| | 連合会拠出金 | 460,565 | | | | | | | |
| | 老人保健拠出金 | 83 | | | | | | | |
| | 退職者給付拠出金 | 590,630 | | | | | | | |
| | 他経理への繰入金 | 40,723 | | | | 90,265 | | | |
| その他の支出 | 6,798,711 | | | 60,154 | 306,236 | 593,663 | 25,322 | 25,965 | |
| 次年度繰越支払準備金 | 964,590 | | | | | | | | |
| 計 | 16,543,762 | 29,724,872 | 280,572 | 328,803 | 430,922 | 770,625 | 156,364 | 324,617 | |
| 差引当期利益金又は当期損失金(△) | 755,700 | 0 | 0 | 12,423 | 22,264 | △ 219 | 145,510 | 1,453 | |